

(新)

(削除)

(旧)

別紙様式第15

輸出手形保険時効中断承認申請書

年 月 日

株式会社日本貿易保険 御中

申請者

住所

氏名

印

輸出手形保険手続細則の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

買取通知書番号	第 号
買取日	年 月 日
被保険者 (申請者と異なる場合に記入)	住所: 氏名:
満期日	年 月 日
備考	(連絡先)

承認証

年 月 日

上記の輸出手形保険時効中断承認申請は、申請のとおり承認します。

株式会社日本貿易保険

別紙様式第15

(新)

輸出手形保険損失発生確認申請書

年 月 日

株式会社日本貿易保険 御中

被保険者

住所

氏名

印

輸出手形保険手続細則の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

買取通知書番号	第 号
買取日	年 月 日
事故事由	(事故事由コード:)
確認を求める理由	
当該損失に係る満期日	
備考	(連絡先)

確認証

年 月 日

上記の輸出手形保険損失発生確認申請は、

申請のとおり確認します。

確認しません。

株式会社日本貿易保険

2020年10月1日更新

別紙様式第16

(旧)

輸出手形保険損失発生確認申請書

年 月 日

株式会社日本貿易保険 御中

被保険者

住所

氏名

印

輸出手形保険手続細則の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

買取通知書番号	第 号
買取日	年 月 日
事故事由	(事故事由コード:)
確認を求める理由	
当該損失に係る満期日	
備考	(連絡先)

確認証

年 月 日

上記の輸出手形保険損失発生確認申請は、

申請のとおり確認します。

確認しません。

株式会社日本貿易保険

2017年4月1日更新

輸出手形保険権利行使状況等報告書

株式会社日本貿易保険 御中

1. 通知書番号
2. 通知日

20 年 月 日

被保険者(被保険者コード)

住所

氏名 印

輸出手形保険約款の規定に基づき、下記のとおり報告します。

3. 銀行コード	4. 支払査定事由(番号に○)	1. 非常	2. 信用
5. 買取通知書番号		6. 権利行使状況(コード記入)	
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
7. 回収金納付通知書通知日	8. 回収金納付通知書番号	9. 提出期限	
		20 年 月 日	
10. 荷為替手形の明細			
(イ)支払人名及び 支払国名	(ニ)保険事故発生日	年 月 日	
(ロ)振出人名	(ホ)保険金請求日		
(ハ)手形金額	(ヘ)未回収金額		
11. 今回報告期間における権利行使状況の概要(概要説明)			
発信日	発信人	資料番号	資料の概要
担当者及び所属部課名		電話番号	

12. 今後の回収方法及び見込み(書ききれない場合は、別紙に記入し添付してください。)

(注1)上記11については関連書類を必ず添付してください。
(注2)用紙のサイズはA4版とします。

輸出手形保険権利行使状況等報告書

株式会社日本貿易保険 御中

1. 通知書番号
2. 通知日

20 年 月 日

被保険者(被保険者コード)

住所

氏名 印

輸出手形保険約款の規定に基づき、下記のとおり報告します。

3. 銀行コード	4. 支払査定事由(番号に○)	1. 非常	2. 信用
5. 買取通知書番号		6. 権利行使状況(コード記入)	
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
7. 回収金納付通知書通知日	8. 回収金納付通知書番号	9. 提出期限	
		20 年 月 日	
10. 荷為替手形の明細			
(イ)支払人名及び 支払国名	(ニ)保険事故発生日	年 月 日	
(ロ)振出人名	(ホ)保険金請求日		
(ハ)手形金額	(ヘ)未回収金額		
11. 今回報告期間における権利行使状況の概要(概要説明)			
発信日	発信人	資料番号	資料の概要
担当者及び所属部課名		電話番号	

12. 今後の回収方法及び見込み(書ききれない場合は、別紙に記入し添付してください。)

(注1)上記11については関連書類を必ず添付してください。
(注2)用紙のサイズはA4版とします。

輸出手形保険終了認定申請書

株式会社日本貿易保険 御中

1. 通知書番号
2. 通知日
20 年 月 日

被保険者(被保険者コード)

住所

氏名 印

輸出手形保険約款の規定に基づき、下記のとおり申請します。

3. 銀行コード		4. 支払査定事由(番号に○)	1. 非常 2. 信用
5. 買取通知書番号			
1		2	
3		4	
5		6	
7		8	
9		10	
11		12	
13		14	
15		16	
17		18	
19		20	
7. 荷為替手形の明細			
(イ)支払人名及び 支払国名		(ニ)保険事故発生日	年 月 日
(ロ)振出人名		(ホ)受領保険金額	
(ハ)手形金額		(ヘ)未回収金額	
担当者及び所属部課名		電話番号	
8. 上記荷為替手形に係る権利行使義務の履行状況の概要			
9. 同一支払人に係る債権の概要			
項 目	合計手形金額	合計未回収金額	
同 行 他 債 権			
他 行 債 権			
無 付 保 債 権			

10. 権利行使義務の終了認定申請を行う理由(書ききれない場合は別紙に記入し、添付してください。)

(注1)上記10の申請内容を証する資料を必ず添付してください。
(注2)用紙のサイズはA4版とします。

輸出手形保険終了認定申請書

株式会社日本貿易保険 御中

1. 通知書番号
2. 通知日
20 年 月 日

被保険者(被保険者コード)

住所

氏名 印

輸出手形保険約款の規定に基づき、下記のとおり申請します。

3. 銀行コード		4. 支払査定事由(番号に○)	1. 非常 2. 信用
5. 買取通知書番号			
1		2	
3		4	
5		6	
7		8	
9		10	
11		12	
13		14	
15		16	
17		18	
19		20	
7. 荷為替手形の明細			
(イ)支払人名及び 支払国名		(ニ)保険事故発生日	年 月 日
(ロ)振出人名		(ホ)受領保険金額	
(ハ)手形金額		(ヘ)未回収金額	
担当者及び所属部課名		電話番号	
8. 上記荷為替手形に係る権利行使義務の履行状況の概要			
9. 同一支払人に係る債権の概要			
項 目	合計手形金額	合計未回収金額	
同 行 他 債 権			
他 行 債 権			
無 付 保 債 権			

10. 権利行使義務の終了認定申請を行う理由(書ききれない場合は別紙に記入し、添付してください。)

(注1)上記10の申請内容を証する資料を必ず添付してください。
(注2)用紙のサイズはA4版とします。

別紙様式第18

(新)

輸出手形保険回収金納付通知書

株式会社日本貿易保険 御中

年 月 日

被保険者(被保険者コード:)
 (納付者コード:)
 住所
 氏名 印

輸出手形保険手続細則の規定に基づき、下記の通り通知します。

記

買取通知書番号		満期日	年 月 日
買取日	年 月 日	回収日	年 月 日
保険金受領日	年 月 日	事故事由	(事故事由コード:)
保険金受領額	(1)		
輸出手形保険約款 第5条の損失額 (建値ベース)	(2)	控除利息充当額	(3)
手形支払人	(ハイヤーコード:)	支払国	(国コード:)
回収額(手形元本)	回収額(延滞利息)	回収事由コード	
(4)	(5)	回収計画有・無	
回収総額(4)+(5)	回収費用の有無	回収費用額	回収納付額[(6)-(7)]×(1)/(2)-(3)
(6)	有・無	(7)	(8)
本通知の遅れによる違約金		最終回収金納付額(8)+(9)	
(9)			
具体的な回収の経緯及び今後の回収見込み		手形振出人名	
別添書類(様式自由)にて詳細をご説明下さい。また、本件回収の関連書類、合意書、返済計画表等がある場合には併せて添付して下さい。ただし、既にご提出頂いている場合は、その旨明記して頂くだけで結構です。			
備考	担当部課名:	電話番号:	
	担当者名:		

注1: 納付者コードは、被保険者コードと異なる場合のみ記入して下さい。

注2: (1)~(9)及び最終回収金納付額は、表示通貨で記載して下さい。

(金額の頭に当該通貨の略号を明記して下さい。)

なお、換算の必要があるときは、輸出手形保険約款第28条によるものとし、換算を証する書類を合わせて提出して下さい。

2020年10月1日更新

別紙様式第19

(旧)

輸出手形保険回収金納付通知書

株式会社日本貿易保険 御中

年 月 日

被保険者(被保険者コード:)
 (納付者コード:)
 住所
 氏名 印

輸出手形保険手続細則の規定に基づき、下記の通り通知します。

記

買取通知書番号		満期日	年 月 日
買取日	年 月 日	回収日	年 月 日
保険金受領日	年 月 日	事故事由	(事故事由コード:)
保険金受領額	(1)		
輸出手形保険約款 第5条の損失額 (建値ベース)	(2)	控除利息充当額	(3)
手形支払人	(ハイヤーコード:)	支払国	(国コード:)
回収額(手形元本)	回収額(延滞利息)	回収事由コード	
(4)	(5)	回収計画有・無	
回収総額(4)+(5)	回収費用の有無	回収費用額	回収納付額[(6)-(7)]×(1)/(2)-(3)
(6)	有・無	(7)	(8)
本通知の遅れによる違約金		最終回収金納付額(8)+(9)	
(9)			
具体的な回収の経緯及び今後の回収見込み		手形振出人名	
別添書類(様式自由)にて詳細をご説明下さい。また、本件回収の関連書類、合意書、返済計画表等がある場合には併せて添付して下さい。ただし、既にご提出頂いている場合は、その旨明記して頂くだけで結構です。			
備考	担当部課名:	電話番号:	
	担当者名:		

注1: 納付者コードは、被保険者コードと異なる場合のみ記入して下さい。

注2: (1)~(9)及び最終回収金納付額は、表示通貨で記載して下さい。

(金額の頭に当該通貨の略号を明記して下さい。)

なお、換算の必要があるときは、輸出手形保険約款第28条によるものとし、換算を証する書類を合わせて提出して下さい。

2017年4月1日更新

別紙様式第19

(新)

輸出手形保険回収費用負担請求書

年 月 日

株式会社日本貿易保険 御中

負担請求者

住所

氏名

印

輸出手形保険手続細則の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

買取通知書番号	第 号			
買取日	年 月 日			
被保険者 (請求者と異なる場合に記入)	住所: 氏名:			
通貨	(通貨コード:)			
手形支払人	(バイヤーコード:)	支払国 (国コード:)		
事故事由	(事故事由コード:)			
満期日	年 月 日			
保険金支払日	年 月 日			
回収金納付日(又は予定日)	年 月 日			
回収金納付額(又は予定額)				
費用負担請求額 ¥				
(内訳)				
項目	通貨	金額	換算率	費用負担額
				¥
				¥
				¥
				¥
連絡先	担当部課名: 担当者名: 電話番号:			
振込先	銀行名: 預金種目: 普通・当座 口座名義:	支店名: 口座番号:		

2020年10月1日更新

別紙様式第20

(旧)

輸出手形保険回収費用負担請求書

年 月 日

株式会社日本貿易保険 御中

負担請求者

住所

氏名

印

輸出手形保険手続細則の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

買取通知書番号	第 号			
買取日	年 月 日			
被保険者 (請求者と異なる場合に記入)	住所: 氏名:			
通貨	(通貨コード:)			
手形支払人	(バイヤーコード:)	支払国 (国コード:)		
事故事由	(事故事由コード:)			
満期日	年 月 日			
保険金支払日	年 月 日			
回収金納付日(又は予定日)	年 月 日			
回収金納付額(又は予定額)				
費用負担請求額 ¥				
(内訳)				
項目	通貨	金額	換算率	費用負担額
				¥
				¥
				¥
				¥
連絡先	担当部課名: 担当者名: 電話番号:			
振込先	銀行名: 預金種目: 普通・当座 口座名義:	支店名: 口座番号:		

2017年4月1日更新

(新)

別紙様式第20

輸出手形保険権利行使等委任状(サービス回収用)

年 月 日

株式会社日本貿易保険 御中

被保険者	
住所	
氏名	印

当行は、別紙に記載する債権(以下「当該債権」という。)について、以下の内容に合意の上、輸出手形保険約款(以下「約款」という。)及び輸出手形保険手続細則の規定に基づき、日本貿易保険が委任する回収業者による回収を行うため、日本貿易保険に当該債権の回収に係る権利行使等を委任し(以下「権利行使等の委任」という。)、以後自らは一切の権利行使等を行わないことをここに確認します。

(回収に係る権利行使の復委任)

1. 日本貿易保険は、被保険者から委任された当該債権の権利行使の権限を第三者に委任することができる。

(回収に係る被保険者の協力)

2. (1) 被保険者は、権利行使等の委任後、日本貿易保険の指示があった場合は、遅滞なく債務者に対して権利行使等の委任を行った旨(日本貿易保険が上記1.の規定に基づき、第三者に委任する旨を含む。)を通知するものとする。

(2) 上記(1)の場合の他、被保険者は、権利行使等の委任後、日本貿易保険の指示があった場合は、日本貿易保険又は上記1.の規定により日本貿易保険から委任を受けた第三者(以下「回収業者」という。)が行う回収に協力しなければならない。

(回収に要した費用の負担)

3. 被保険者は、権利行使等の委任後、日本貿易保険又は回収業者が回収のために要した費用について、取得した金額を限度として負担する。

(回収金の配分)

4. 日本貿易保険は、権利行使等の委任後、日本貿易保険又は回収業者が当該債権について回収した金額があったときは、次の金額を遅滞なく被保険者に配分することとする。

$$(\text{回収金額} - A) \times \left[1 - \frac{\text{支払保険金額}}{\text{約款第5条の損失額}} \right] + B$$

Aは、日本貿易保険が回収のために要した費用

Bは、約款第5条の損失額に決済期限の翌日から保険金支払日(回収が保険金を支払った日以前の場合には、当該回収のあった日)までの期間に応じ貿易保険共通運用規程に定める利率を乗じて得た額から保険金請求日までに回収した延滞利息(保険金請求までに回収した元本に係る延滞利息を除く。)を除いた額に支払った保険金の額の約款第5条の損失額に対する割合を乗じて得た金額から既に被保険者に充当した金額を除いた金額又は回収した金額からAを除いた金額に支払った保険金の額の約款第5条の損失額に対する割合を乗じて得た金額のいずれか少ない金額

(被保険者の直接受領)

(旧)

別紙様式第21

輸出手形保険権利行使等委任状(サービス回収用)

年 月 日

株式会社日本貿易保険 御中

被保険者	
住所	
氏名	印

当行は、別紙に記載する債権(以下「当該債権」という。)について、以下の内容に合意の上、輸出手形保険約款(以下「約款」という。)及び輸出手形保険手続細則の規定に基づき、日本貿易保険が委任する回収業者による回収を行うため、日本貿易保険に当該債権の回収に係る権利行使等を委任し(以下「権利行使等の委任」という。)、以後自らは一切の権利行使等を行わないことをここに確認します。

(回収に係る権利行使の復委任)

1. 日本貿易保険は、被保険者から委任された当該債権の権利行使の権限を第三者に委任することができる。

(回収に係る被保険者の協力)

2. (1) 被保険者は、権利行使等の委任後、日本貿易保険の指示があった場合は、遅滞なく債務者に対して権利行使等の委任を行った旨(日本貿易保険が上記1.の規定に基づき、第三者に委任する旨を含む。)を通知するものとする。

(2) 上記(1)の場合の他、被保険者は、権利行使等の委任後、日本貿易保険の指示があった場合は、日本貿易保険又は上記1.の規定により日本貿易保険から委任を受けた第三者(以下「回収業者」という。)が行う回収に協力しなければならない。

(回収に要した費用の負担)

3. 被保険者は、権利行使等の委任後、日本貿易保険又は回収業者が回収のために要した費用について、取得した金額を限度として負担する。

(回収金の配分)

4. 日本貿易保険は、権利行使等の委任後、日本貿易保険又は回収業者が当該債権について回収した金額があったときは、次の金額を遅滞なく被保険者に配分することとする。

$$(\text{回収金額} - A) \times \left[1 - \frac{\text{支払保険金額}}{\text{約款第5条の損失額}} \right] + B$$

Aは、日本貿易保険が回収のために要した費用

Bは、約款第5条の損失額に決済期限の翌日から保険金支払日(回収が保険金を支払った日以前の場合には、当該回収のあった日)までの期間に応じ貿易保険共通運用規程に定める利率を乗じて得た額から保険金請求日までに回収した延滞利息(保険金請求までに回収した元本に係る延滞利息を除く。)を除いた額に支払った保険金の額の約款第5条の損失額に対する割合を乗じて得た金額から既に被保険者に充当した金額を除いた金額又は回収した金額からAを除いた金額に支払った保険金の額の約款第5条の損失額に対する割合を乗じて得た金額のいずれか少ない金額

(被保険者の直接受領)

(新)

5. 被保険者は、権利行使等の委任後に当該債権に係る入金があった場合は、1月以内に日本貿易保険にその旨通知するとともに、当該入金額全額を日本貿易保険が指定する日までに日本貿易保険に送金するものとする。この場合において、日本貿易保険は、当該入金額を上記4. に定める回収金とみなし、上記4. の規定に従って算定された金額を被保険者に配分することとする。

(返済計画の変更)

6. 被保険者は、日本貿易保険が自らの判断に基づき当該債権に係る決済条件等について変更を加えること又は国際約束に基づく債務救済措置その他のやむを得ない事由により当該債権を放棄することについて同意し、当該権限を日本貿易保険に付与する。

(権利行使等の委任の解除)

7. (1) 日本貿易保険は、理由の如何を問わずいつでも、権利行使等の委任を解除することができる。この場合において、被保険者の責めに帰すべき事由により当該債権に係る金額の全部又は一部が返済されなかった場合には、被保険者は、日本貿易保険の請求に応じ、回収金の有無にかかわらず遅滞なく日本貿易保険が回収のために要した費用を支払うとともに、約款の規定に基づき当該債権又は損害賠償金、違約金その他これらに類する金銭の回収に努めなければならない。
- (2) 被保険者から申込みがあり、日本貿易保険が承諾する場合には、日本貿易保険は、権利行使等の委任を解除することができる。この場合において、被保険者は、日本貿易保険の請求に応じ、回収金の有無にかかわらず遅滞なく日本貿易保険が回収のために要した費用を支払うとともに、約款の規定に基づき当該債権又は損害賠償金、違約金その他これらに類する金銭の回収に努めなければならない。ただし、日本貿易保険が特に認めた場合はこの限りではない。
- (3) 上記(1)及び(2)の場合、日本貿易保険は、当該解除に起因して生じた一切の損害又は損失について賠償する責めを負わない。

(その他)

8. (1) 日本貿易保険は、権利行使等の委任の内容に関して影響を及ぼす事情の変更があったときは、被保険者に対して権利行使等の委任の内容の変更を申し込むことができる。
- (2) 被保険者は、上記(1)の申込みがあったときは、正当な事由がない限り、これに応じるものとする。

(注1)

4. の算式中、支払保険金額は、損失防止軽減費用が含まれている場合、当該費用を除いた金額とする。また、表示通貨が外貨の場合は、(当該費用控除後の)支払保険金額を保険金支払時に適用したレートで表示通貨に換算した「建値換算支払額」を用いる。

(注2)

同算式中、約款第5条の損失額は、建値ベースで計算する。また、付保損失額が対外損失額と異なる場合は、対外損失額を用いる。(回収金の配分の計算では、基本的に「代位比率」を用いる。ただし、B(控除利息充当予定額)の計算では、「てん補率」を用いる。)

- ・「付保損失額」…保険契約上の損失額
- ・「対外損失額」…輸出契約等上の建値損失額
- ・「代位比率」=支払保険金額(建値換算支払額)／対外損失額
- ・「てん補率」=支払保険金額(建値換算支払額)／付保損失額(建値ベース)

(旧)

5. 被保険者は、権利行使等の委任後に当該債権に係る入金があった場合は、1月以内に日本貿易保険にその旨通知するとともに、当該入金額全額を日本貿易保険が指定する日までに日本貿易保険に送金するものとする。この場合において、日本貿易保険は、当該入金額を上記4. に定める回収金とみなし、上記4. の規定に従って算定された金額を被保険者に配分することとする。

(返済計画の変更)

6. 被保険者は、日本貿易保険が自らの判断に基づき当該債権に係る決済条件等について変更を加えること又は国際約束に基づく債務救済措置その他のやむを得ない事由により当該債権を放棄することについて同意し、当該権限を日本貿易保険に付与する。

(権利行使等の委任の解除)

7. (1) 日本貿易保険は、理由の如何を問わずいつでも、権利行使等の委任を解除することができる。この場合において、被保険者の責めに帰すべき事由により当該債権に係る金額の全部又は一部が返済されなかった場合には、被保険者は、日本貿易保険の請求に応じ、回収金の有無にかかわらず遅滞なく日本貿易保険が回収のために要した費用を支払うとともに、約款の規定に基づき当該債権又は損害賠償金、違約金その他これらに類する金銭の回収に努めなければならない。
- (2) 被保険者から申込みがあり、日本貿易保険が承諾する場合には、日本貿易保険は、権利行使等の委任を解除することができる。この場合において、被保険者は、日本貿易保険の請求に応じ、回収金の有無にかかわらず遅滞なく日本貿易保険が回収のために要した費用を支払うとともに、約款の規定に基づき当該債権又は損害賠償金、違約金その他これらに類する金銭の回収に努めなければならない。ただし、日本貿易保険が特に認めた場合はこの限りではない。
- (3) 上記(1)及び(2)の場合、日本貿易保険は、当該解除に起因して生じた一切の損害又は損失について賠償する責めを負わない。

(その他)

8. (1) 日本貿易保険は、権利行使等の委任の内容に関して影響を及ぼす事情の変更があったときは、被保険者に対して権利行使等の委任の内容の変更を申し込むことができる。
- (2) 被保険者は、上記(1)の申込みがあったときは、正当な事由がない限り、これに応じるものとする。

(注1)

4. の算式中、支払保険金額は、損失防止軽減費用が含まれている場合、当該費用を除いた金額とする。また、表示通貨が外貨の場合は、(当該費用控除後の)支払保険金額を保険金支払時に適用したレートで表示通貨に換算した「建値換算支払額」を用いる。

(注2)

同算式中、約款第5条の損失額は、建値ベースで計算する。また、付保損失額が対外損失額と異なる場合は、対外損失額を用いる。(回収金の配分の計算では、基本的に「代位比率」を用いる。ただし、B(控除利息充当予定額)の計算では、「てん補率」を用いる。)

- ・「付保損失額」…保険契約上の損失額
- ・「対外損失額」…輸出契約等上の建値損失額
- ・「代位比率」=支払保険金額(建値換算支払額)／対外損失額
- ・「てん補率」=支払保険金額(建値換算支払額)／付保損失額(建値ベース)

(新)

別紙様式第21

輸出手形保険権利行使等委任状

年 月 日

株式会社日本貿易保険 御中

被保険者
住所
氏名
印

当行は、別紙に記載する債権(以下「当該債権」という。)について、以下の内容に合意の上、輸出手形保険約款(以下「約款」という。)及び輸出手形保険手続細則の規定に基づき、日本貿易保険に当該債権の回収に係る権利行使等を委任し、以後自らは一切の権利行使等を行わないことをここに確認します。

(回収に要した費用の負担)

1. 被保険者は、権利行使等の委任後、日本貿易保険が回収のために要した費用について、取得した金額を限度として負担する。

(回収金の配分)

2. 日本貿易保険は、当該債権について回収した金額があったときは、次の金額を遅滞なく被保険者に配分することとする。

$$(\text{回収金額} - A) \times \left[1 - \frac{\text{支払保険金額}}{\text{約款第5条の損失額}} \right] + B$$

Aは、日本貿易保険が回収のために要した費用

Bは、約款第5条の損失額に満期日の翌日から保険金支払日(回収が保険金の支払を受けた日以前の場合には、当該回収のあった日)までの期間に応じ貿易保険共通運用規程に定める利率を乗じて得た額から保険金請求日までに回収した延滞利息(保険金請求までに回収した元本に係る延滞利息を除く。)を除いた額に支払った保険金の額の約款第5条の損失額に対する割合を乗じて得た金額から既に被保険者に充当した金額を除いた金額又は回収した金額からAを除いた金額に支払った保険金の額の約款第5条の損失額に対する割合を乗じて得た金額のいずれか少ない金額

(返済計画の変更)

3. 被保険者は、日本貿易保険が自らの判断に基づき当該債権に係る決済条件等について変更を加えること又は国際約束に基づく債務救済措置その他のやむを得ない事由により当該債権を放棄することについて同意し、当該権限を日本貿易保険に付与する。

(回収に係る権利行使の復委任)

4. 日本貿易保険は、被保険者から委任された当該債権の権利行使の権限を第三者に委任することができる。当該委任を受けた第三者の権利行使については、上記1及び2の規定を準用する。

(旧)

別紙様式第22

輸出手形保険権利行使等委任状

年 月 日

株式会社日本貿易保険 御中

被保険者
住所
氏名
印

当行は、別紙に記載する債権(以下「当該債権」という。)について、以下の内容に合意の上、輸出手形保険約款(以下「約款」という。)及び輸出手形保険手続細則の規定に基づき、日本貿易保険に当該債権の回収に係る権利行使等を委任し、以後自らは一切の権利行使等を行わないことをここに確認します。

(回収に要した費用の負担)

1. 被保険者は、権利行使等の委任後、日本貿易保険が回収のために要した費用について、取得した金額を限度として負担する。

(回収金の配分)

2. 日本貿易保険は、当該債権について回収した金額があったときは、次の金額を遅滞なく被保険者に配分することとする。

$$(\text{回収金額} - A) \times \left[1 - \frac{\text{支払保険金額}}{\text{約款第5条の損失額}} \right] + B$$

Aは、日本貿易保険が回収のために要した費用

Bは、約款第5条の損失額に満期日の翌日から保険金支払日(回収が保険金の支払を受けた日以前の場合には、当該回収のあった日)までの期間に応じ貿易保険共通運用規程に定める利率を乗じて得た額から保険金請求日までに回収した延滞利息(保険金請求までに回収した元本に係る延滞利息を除く。)を除いた額に支払った保険金の額の約款第5条の損失額に対する割合を乗じて得た金額から既に被保険者に充当した金額を除いた金額又は回収した金額からAを除いた金額に支払った保険金の額の約款第5条の損失額に対する割合を乗じて得た金額のいずれか少ない金額

(返済計画の変更)

3. 被保険者は、日本貿易保険が自らの判断に基づき当該債権に係る決済条件等について変更を加えること又は国際約束に基づく債務救済措置その他のやむを得ない事由により当該債権を放棄することについて同意し、当該権限を日本貿易保険に付与する。

(回収に係る権利行使の復委任)

4. 日本貿易保険は、被保険者から委任された当該債権の権利行使の権限を第三者に委任することができる。当該委任を受けた第三者の権利行使については、上記1及び2の規定を準用する。

(新)

(権利行使等の委任の解除)

5. (1) 被保険者の責めに帰すべき事由により当該債権に係る金額の全部又は一部が返済されない場合、日本貿易保険は、約款の規定に基づく権利行使等の委任を解除することができる。

(2) 上記(1)の場合、被保険者は、約款の規定に基づき当該債権又は損害賠償金、違約金その他これらに類する金銭の回収に努めなければならない。

(その他)

6. (1) 日本貿易保険は、権利行使等の委任の内容に関して影響を及ぼす事情の変更があったときは、被保険者に対して権利行使等の委任の内容の変更を申し込むことができる。

(2) 被保険者は、上記(1)の申込みがあったときは、正当な事由がない限り、これに応じるものとする。

(注1)

2の算式中、支払保険金額は、損失防止軽減費用が含まれている場合、当該費用を除いた金額とする。また、表示通貨が外貨の場合は、(当該費用控除後の)支払保険金額を保険金支払時に適用したレートで表示通貨に換算した「建値換算支払額」を用いる。

(注2)

同算式中、約款第5条の損失額は、建値ベースで計算する。また、付保損失額が対外損失額と異なる場合は、対外損失額を用いる。(回収金の配分の計算では、基本的に「代位比率」を用いる。ただし、控除利息充当予定額の計算では、「てん補率」を用いる。

・「付保損失額」…保険契約上の損失額

・「対外損失額」…荷為替手形上の建値損失額

・「代位比率」=支払保険金額(建値換算支払額)／対外損失額

・「てん補率」=支払保険金額(建値換算支払額)／付保損失額(建値ベース)

(旧)

(権利行使等の委任の解除)

5. (1) 被保険者の責めに帰すべき事由により当該債権に係る金額の全部又は一部が返済されない場合、日本貿易保険は、約款の規定に基づく権利行使等の委任を解除することができる。

(2) 上記(1)の場合、被保険者は、約款の規定に基づき当該債権又は損害賠償金、違約金その他これらに類する金銭の回収に努めなければならない。

(その他)

6. (1) 日本貿易保険は、権利行使等の委任の内容に関して影響を及ぼす事情の変更があったときは、被保険者に対して権利行使等の委任の内容の変更を申し込むことができる。

(2) 被保険者は、上記(1)の申込みがあったときは、正当な事由がない限り、これに応じるものとする。

(注1)

2の算式中、支払保険金額は、損失防止軽減費用が含まれている場合、当該費用を除いた金額とする。また、表示通貨が外貨の場合は、(当該費用控除後の)支払保険金額を保険金支払時に適用したレートで表示通貨に換算した「建値換算支払額」を用いる。

(注2)

同算式中、約款第5条の損失額は、建値ベースで計算する。また、付保損失額が対外損失額と異なる場合は、対外損失額を用いる。(回収金の配分の計算では、基本的に「代位比率」を用いる。ただし、控除利息充当予定額の計算では、「てん補率」を用いる。

・「付保損失額」…保険契約上の損失額

・「対外損失額」…荷為替手形上の建値損失額

・「代位比率」=支払保険金額(建値換算支払額)／対外損失額

・「てん補率」=支払保険金額(建値換算支払額)／付保損失額(建値ベース)

別紙様式第22

(新)

輸出手形保険回収納付金返還請求書

年 月 日

株式会社日本貿易保険 御中

被保険者
住所
氏名 印

輸出手形保険手続細則の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

買取通知書番号		事故通番	
満期日	年 月 日	通貨	(通貨コード:)
回収金納付日	年 月 日		
回収金納付額			
回収金返還請求額			
請求額の内訳			
返還請求事由			
連絡先	担当部課名: 担当者名: 電話番号:		
振込先	銀行名: 預金種目:普通・当座 口座名義:	本支店名: 口座番号:	

2020年10月1日更新

別紙様式第23

(旧)

輸出手形保険回収納付金返還請求書

年 月 日

株式会社日本貿易保険 御中

被保険者
住所
氏名 印

輸出手形保険手続細則の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

買取通知書番号		事故通番	
満期日	年 月 日	通貨	(通貨コード:)
回収金納付日	年 月 日		
回収金納付額			
回収金返還請求額			
請求額の内訳			
返還請求事由			
連絡先	担当部課名: 担当者名: 電話番号:		
振込先	銀行名: 預金種目:普通・当座 口座名義:	本支店名: 口座番号:	

2017年10月2日更新